

平成22年6月22日
号外第2号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

選挙管理委員会告示

- 参議院秋田県選出議員選挙におけるポスターを掲示することができることとなる日(55)..... 1
- 参議院秋田県選出議員選挙における選挙人名簿登録基準日等(56)..... 1
- 参議院秋田県選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間(57)..... 1
- 公職選挙法執行規程の一部を改正する規程(58)..... 1

選挙管理委員会告示

秋選管告示第55号

平成22年7月11日執行予定の参議院秋田県選出議員選挙におけるポスターを掲示することができることとなる日を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定により、平成22年6月24日と定めたので告示する。

平成22年6月22日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

秋選管告示第56号

平成22年7月11日執行予定の参議院秋田県選出議員選挙における選挙人名簿登録の基準日、登録日及び縦覧期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第2項の規定に基づき、告示する。

平成22年6月22日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- 1 基準日 平成22年6月23日(年齢については、同年7月11日)
- 2 登録日 平成22年6月23日
- 3 縦覧期間 平成22年6月24日

秋選管告示第57号

平成22年7月11日執行予定の参議院秋田県選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第23条の11第5項の規定に基づき、告示する。

平成22年6月22日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

縦覧期間 平成22年6月24日

秋選管告示第五十八号

公職選挙法執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年六月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

公職選挙法執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「アラビア数字」の下に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第三十六条の十七第一項第四号若しくは第三十六条の十八第一項第三号に規定する四けた以下のアラビア数字」を加える。

別記第七号様式その一の備考2、別記第八号様式その一及び回号様式その一の備考3並びに別記第九号様式その一中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

別記第十号様式その一中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、回号様式その二の備考1中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、回号様式その二の備考2及び備考3中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

別記第十一号様式その一の備考1中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の

17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4ケタ以下のアラビア数字」を「**回**」と読み替へ、回字様式その1の(別紙)その3並びに回字様式その1の(別紙)その3の備考3及び備考4中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号